

平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算

平成30年度基山町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,028,673千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年3月5日提出

基山町長 松 田 一 也

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		374,492
	1 国民健康保険税	374,492
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		200
	1 手数料	200
5 県支出金		1,483,607
	1 県補助金	1,483,607
	○ 県負担金（廃項）	-
6 財産収入		335
	1 財産運用収入	335
7 繰入金		149,031
	1 他会計繰入金	129,031
	2 基金繰入金	20,000
8 繰越金		18,000
	1 繰越金	18,000
9 諸収入		3,006
	1 延滞金、加算金及び過料	1,250
	2 町預金利子	1
	4 雑入	1,755
○ 国庫支出金（廃款）		-
	○ 国庫補助金（廃項）	-
	○ 国庫負担金（廃項）	-
○ 療養給付費交付金（廃款）		-
	○ 療養給付費交付金（廃項）	-
○ 前期高齢者交付金（廃款）		-

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		29,249
	1 総務管理費	28,536
	2 徴収費	296
	3 運営協議会費	417
2 保険給付費		1,439,271
	1 療養諸費	1,243,589
	2 高額療養費	188,278
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	6,304
	5 葬祭諸費	900
3 国民健康保険事業費納付金		511,758
	1 医療給付費分	375,321
	2 後期高齢者支援金等分	107,037
	3 介護納付金分	29,400
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
6 保健事業費		33,070
	1 保健事業費	11,410
	2 特定健康診査等事業費	21,660
7 基金積立金		334
	1 基金積立金	334
9 諸支出金		3,160
	1 償還金及び還付加算金	3,160
	○ 繰出金（廃項）	-
10 予備費		11,830
	1 予備費	11,830

(単位：千円)

[illegible]